

国営かんがい排水事業 雄武中央(二期)地区

事業の概要

本事業は、北海道網走支庁管内の北部に位置する紋別郡雄武町の畑4,039haを対象に、安定的な農業用水を確保するため、本地区において、用水路81.3kmを新設（一期を含む全体：ダム1ヶ所、用水路L=96.1kmを整備）するものである。

事業の目的・必要性

本地区は、酪農を主体とした農業地帯であるが、かんがい施設は未整備で作物生産に必要な用水は主として降雨に依存しており、安定的なかんがい用水が確保されていない。このため、雄武中央（一期）地区で雄武ダムを築造するとともに、本事業と関連事業で用水施設を整備することにより、土地生産性の向上や農作業の効率化を図り、農業経営の安定と地域農業の振興に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量等の増	481百万円
・営農経費の増減	1,255百万円
・維持管理費の増	△37百万円
・公共施設としての保全効果	61百万円
・地域用水としての効果	1百万円
・環境に配慮した水辺環境整備による効果	74百万円
計	1,835百万円

（費用便益比の試算）

区分	算定式	数値	備考
総事業費	①	35,606百万円	
効用	②	1,835百万円	
廃用損失額	③	1百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	56年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0509	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	36,047百万円	妥当投資額
費用便益比	⑦=⑥/①	1.01	投資効率

注1) 総便益、総事業費には、関連事業費を含む。

注2) 百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

本事業（一期を含む）によりダム及び用水路を整備するとともに、関連事業により支線用水路、畑地かんがい末端施設を整備することにより、年間10a当たり約12千円相当の農業生産の向上と、約31千円相当の営農経費の節減が図られる。

日程・手続

雄武中央（一期）地区の着工に伴い、平成3年4月に事業計画が確定しているが、事業計画の変更が必要なため、平成16年度中に土地改良法に基づく事業計画の変更手続き中である。

事業に対する決議

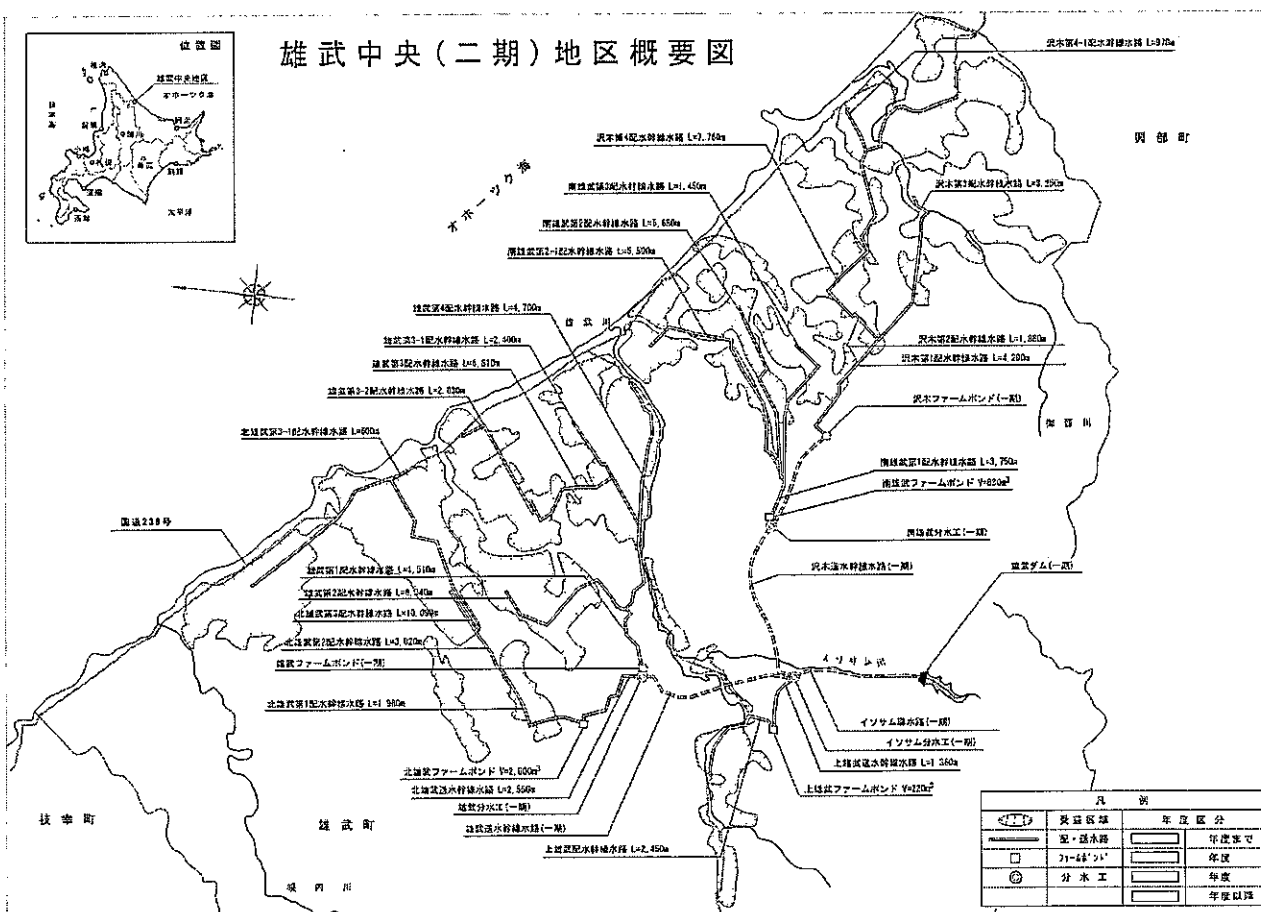
平成16年1月 受益者、町、農協からなる国営雄武中央地区かんがい排水事業期成会において、雄武中央（二期）地区の平成17年度着工について確認されている。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	4,039ha
2. 受益者数	73人
3. 主要工事計画	用水路81.3km (ダム1ヶ所、用水路96.1km) ※()内は一期事業を含む全体
4. 国営総事業費	7,050百万円 (33,900百万円) ※()内は一期事業を含む全体



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：雄武中央（二期））

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☒
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6. 事業の採択要件を満たしていること	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：雄武中央（二期））

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項 （有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☒ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒

項目を満たしている場合は「○」とする。
項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。